

## 国道と高速道路で『違法トラックの合同取締り』を実施！

違反車両から道路を守るため、高田河川国道事務所、東日本高速道路(株)及び新潟県警察が合同で上越方面から長野方面へ通過する車両の取締りを行います。

日時: 平成28年5月24日(火) 午後2時～4時まで(小雨決行・雨天中止)

場所: ①国道18号 江口道路ステーション②北陸自動車道 上越インターチェンジ

取締り内容: ■道路管理者による特殊車両を対象とした道路法による取締り

■妙高警察署による過積載を対象とした道路交通法による取締り



[過去の取締り状況: 国道18号]

道路を適正に利用することは、交通安全はもとより道路の老朽化対策としても重要であり、事業者には法令遵守の意識を高めていただくため、定期的に指導取締りを実施しています。

今回は国道18号及び北陸自動車道において、高田河川国道事務所、東日本高速道路(株)及び妙高警察署が合同で実施することにより、取締り効果の向上を期待するものです。

また国土交通省では、一定の大きさや重量を超える特殊車両の通行に対する指導、取締りの徹底・強化に取り組んでいます。

資料配付先

上越記者クラブ

### 問い合わせ先

(国道18号での特殊車両に関する取締り)

国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所

道路管理第一課長 相田 秀樹(あいだ ひでき) 内線431

住所 〒943-0847上越市南新町3番56号 電話 025-523-3136(代表)

(北陸自動車道での特殊車両に関する取締り)

東日本高速道路株式会社(NEXCO東日本)新潟支社 上越管理事務所

管理担当課長 佐々木 正彦(ささき まさひこ)

電話 025-522-1141

(過積載に関する取締り)

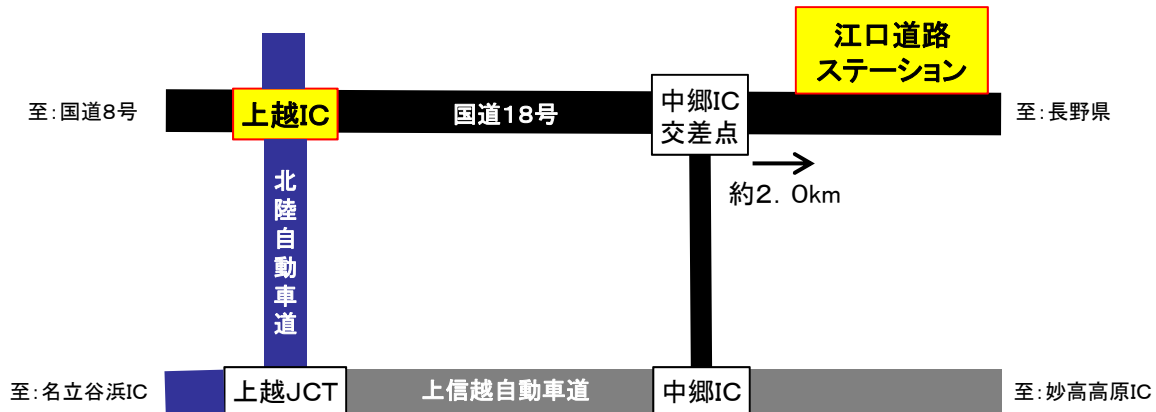
新潟県 妙高警察署

交通課長 大島 真一(おおしま しんいち)

電話 0255-72-0110(代表)

## 【取締り場所案内図】

国道18号：江口道路ステーション(上越市中郷区江口新田地先)  
 北陸自動車道：上越インターチェンジ(上越市大字富岡地先)



## 「特殊車両」は通行許可が必要です

大型トレーラなどの「特殊車両」は、大きな貨物や大量の貨物を目的地に届けるといったように、私たちの暮らしに大変役立っています。この「特殊車両」は重量が重く、寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないようにさまざまなルールが定められています。

車両の諸元		一般的制限値	
幅		2.5メートル	
長さ		12.0メートル	
高さ		3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)	
重さ	総重量	20.0トン(重さ指定道路は25.0トン)	
	軸重	10.0トン	
	隣接軸重	隣り合う車両の輪距が1.8メートル未満	18.0トン※
		隣り合う車両の輪距が1.8メートル以上	20.0トン
輪荷重	5.0トン		
最小回転半径		12.0メートル	

これらの制限値を1つでも超える車両は特殊車両「通行許可」が必要です！

※但し、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン

## ルール違反の車両が道路に及ぼす影響

道路が傷められる原因には、定められたルールを守らず通行すること等があげられ、このルール違反の車両が非常に大きな比率を占めている状況にあります。また、ルール違反の車両が沿道環境に与える影響も大きなものとなっています。

特に重量超過車両が道路の構造に与える影響は、非常に大きなものがあります。



舗装のひび割れ



舗装のわだち掘れ



橋の裏面の様子